

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫のお客さまに対する 預金の代払いのお取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災されました皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

このたびの大震災や原発事故に伴い、被災地域の皆様が被災地域から全国各地に避難されておりますが、当地に避難された被災信用金庫のお客さまに対して、被災信用金庫に代わり、下記のとおり預金の代払いのお取扱いをいたしますので、最寄りの支店までご相談ください。

記

1. 対象となる被災信用金庫およびお客さま

宮古信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、あぶくま信用金庫、ひまわり信用金庫にて普通預金または貯蓄預金の口座をお持ちの個人のお客さま。なお、本取扱いによるお支払は、預金口座名義ご本人に限らせていただきます。

2. お支払限度額

1口座について、1日1回ご預金残高の範囲内で10万円以内とさせていただきます。

3. 窓口でのお手続き

本支店窓口にて、ご本人さまであることが確認できる書類をご持参のうえ、所定の「払戻請求書」に必要事項をご記入いただきます。

なお、ご預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、ご本人さまである事を確認させていただいたうえで、上記2のお支払限度額の範囲内で預金のお支払に応じさせていただきます。

4. ご本人確認書類

運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、各種年金手帳、各種福祉手帳、各種健康保険証のいずれかをご持参ください。

なお、上記ご本人さまであることの確認書類をご用意いただけない場合は、最寄りの支店までご相談ください。

5. お支払に関するご注意

当金庫は、ご記入いただいた「払戻請求書」にもとづき、お取引被災信用金庫にお支払の可否について確認のうえ、お支払させていただきます。

なお、通信状況により被災信用金庫への連絡が遅延する場合がございます。

また、お支払に応じられない場合や、お支払が翌営業日以降になることもございますので、あらかじめご了承ください。

以上

<詳しくは最寄りの本支店窓口にてお尋ねください>

大 阪 信 用 金 庫